

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和6年12月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
1	令和6年度 地域包括支援システム（高齢者等実態調査事業）改修業務	令和6年12月10日	株式会社電算 佐久支社 佐久市猿久保742-3 秋山ビル	660,000円	当市における地域包括支援システムは（株）電算が構築しており、業務の専門性及び安全性の確保において、同社以外にこの業務を委託することは困難であるため、当該業者を選定する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	高齢者福祉課
2	令和6年度市単屋敷水路応急業務	令和6年12月26日	イーステージ(株)佐久支店 小田井501番地4	7,238,000円	本業務は、酒造工場の火災により隣接する用水路に油類が流出したことに伴い、油類を除去し、水路内を洗浄するものである。油類の流出による被害は水路の下流にまで及んでおり、被害のさらなる拡散と油類の臭気を除去するために、緊急に除去する必要があるが、油類を水や土砂と同時に吸引することのできる汚泥吸排車による作業及び吸引した廃棄物の処分を緊急に対応が可能な唯一の者を選定する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）	耕地林務課
3	新佐久市誕生20周年記念ノベルティグッズ作成等委託業務	令和6年12月2日	佐久市観光協会 中込3056	1,000,000円	佐久市観光協会は、佐久市の観光事業の総合的な振興を図り、佐久市発展に寄与することを目的に多くの企業、団体及び個人によって組織された団体である。 これまでも記念品、ノベルティグッズ等を多く作成してきており、新佐久市誕生20周年記念ノベルティグッズ作成等を効果的かつ効率的に実施することができるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	観光課